

**48** 土地建物、夫の年金受給額について、妻の財産分与請求額は5分の2とするのが相当であるとして、財産分与を認めた事例

- ▶原告・反訴被告（夫）から被告・反訴原告（妻）に離婚を請求した事案で、離婚を認めた上、土地建物、夫の年金受給額について、妻の財産分与請求額は5分の2とするのが相当であるとして、妻への財産分与を認めた事例（東京地判平14・2・8（平12（タ）430））

原告（反訴被告）の主張 （夫）	被告（反訴原告）の主張 （妻）	裁判所の判断
離婚	財産分与：自宅土地建物の持分2分の1につき所有権移転登記 総額3,122万7,900円 （原告の年金受取額の2分の1につき女性の平均寿命である84歳まで） 慰謝料：500万円	財産分与：611万9,896円 9万円／月（被告死亡まで） 慰謝料：－ ----- 〔財産分与の割合〕 （原告）6割 （被告）4割

事実関係（裁判所の判断時）				
原告の 事情	年 齢	65 歳	職 業	元会社員
	収 入	－	財 産	自宅土地（固定資産評価額2,077万7,400円）・建物（同188万8,900円）・現金約1,300万円 株式 年金298万6,400円／年
	学 歴	－	健 康	普 通
被告の 事情	年 齢	62 歳	職 業	元会社員
	収 入	－	財 産	現金約1,700万円 年金25万2,396円／年
	学 歴	－	健 康	普 通
	婚期 （別居）	39年（1年余）	子	女子（38歳・独立）、男子（34歳・独立）

その他	家事分担	以前は共稼ぎ	親権	-
-----	------	--------	----	---

事実経過（裁判所が認定した事実）
------------------

S37. 10. 9	婚姻届提出。原告の祖父母、両親、弟妹と同居。
S38	被告、長女出産。
S42	被告、長男出産。原告の父母等との同居を解消。
S46	原告の父、借地上に家屋（本件家屋）を新築。本件家屋で原告の父母等と再び同居。
S54	本件家屋の敷地（本件土地）を700万円で購入（原告父：500万円、原告：200万円負担）。原告の単独名義に。
S57	本件家屋を増築（原告父1,000万円、原告1,500万円負担）。
H元	原告の父死去。
H 6	原告、被告に自由になる金が欲しいと打診。預金約2,400万円のうち1,000万円と株式を取得。被告、原告の母との関係悪化。
H 7	原告、定年退職。原告・被告、退職金603万2,000円を折半。
H 8. 10	原告、原告の母に対し、本件土地につき賃借権設定仮登記、本件家屋につき持分2分の1の所有権一部移転登記を経由。これを契機に、原告・被告の関係悪化。
H 8. 11	原告、夫婦関係調整（円満調整）の調停申立て。取下げ。
H 9	原告・被告、本件家屋の1階と2階で家庭内別居。
H 9. 7	被告、原告の母と喧嘩して馬乗りになり、原告に振り払われた結果、第3腰椎圧迫骨折で約12日間入院。
H10	被告、夫婦関係調整（円満調整）の調停申立て。不成立。
H12	原告、胃の腫瘍のため入院。退院後、本件家屋に戻らず。

裁判所の判断理由
----------

本件土地及び家屋のうち、原告の父の負担による部分は原告の固有財産というべきであるから、原告と被告が共同して形成した財産は、本件土地の評価額の7割（1,454万4,180円）、本件家屋の評価額の4割（75万5,560円）というべきである。預貯金約2,400万円と株式、退職金については両者合意の上、既に分配されているから、財産分与の対象としない。

財産形成についての原告・被告の生活状況等諸般の事情を考慮すると、被告の財産分与請求額は5分の2とするのが相当である。被告は、本件家屋及び土地の分与を求

めているが、本件家屋及び土地は、1階と2階で独立しておらず、分けられない構造になっており、それ自体の分与は相当でないから、原告と被告とが共同して形成した部分の5分の2に相当する金額である611万9,896円を原告に支払わせることとする。更に、扶養的財産分与として、原告が受領する年金のうち被告受領額との差額（年273万4,004円）の5分の2に相当する月額9万円を被告死亡まで原告に支払わせることとする。

なお、被告は原告の暴力行為等による慰謝料請求権を主張するが、原告と被告との争いは被告にも原因があると考えられることから、被告の主張は採用できない。

#### コ メ ン ト

財産分与の割合については、かつては共働き夫婦の場合は2分の1、専業主婦の場合は3、4割程度とされることが多かったが、次第に専業主婦の場合でも2分の1とする裁判例が増加してきている。

本事例では、被告の妻は長期間にわたり生命保険会社やホテルで勤務しており、共働き夫婦であったが、預貯金等多くの財産が既に両者合意の上分配されていることから、5分の2にとどまったものと思われる。

## 81 慰謝料等の一部和解を踏まえ、控訴人の離婚請求を棄却不相当とした事例

▶既に別居期間が13年に及び、子らがいずれも高校生に成長し、経済的な面を別とすれば離婚によって大きな影響を受けないと思われること、控訴審での一部和解により離婚慰謝料、養育費等の債務名義が作成されている事情から有責配偶者からの離婚請求が信義誠実の原則に反しないとされた事例

(大阪高判平19・5・15判タ1251・312)

控訴人の主張（夫）	被控訴人の主張（妻）	裁判所の判断
原判決取消し 離婚 親権者を被控訴人 養育費：20歳まで1人当たり5万円/月	控訴棄却	離婚 養育費：2人につき20歳まで1人当たり5万円/月 （控訴審において一部和解：離婚慰謝料150万円、大学入学時に一時金150万円）

事実関係（裁判所の判断時）				
控訴人の事情	年齢	46歳	職業	会社員
	収入	675万円余（平成17年）	財産	マンション（2,000万円で購入、1,700万円ローン残）
	学歴	-	健康	-
被控訴人の事情	年齢	46歳	職業	パートタイマー
	収入	230万円余（平成17年）	財産	-
	学歴	-	健康	-
その他	婚期（別居）	21年（13年）	子	男子2人（18歳、16歳）
	家事分担	-	親権	いずれも被控訴人

事実経過（裁判所が認定した事実）	
------------------	--

S61. 2. 8 | 婚姻。

S63. 12	長男誕生。
H2. 7	二男誕生。
H2. 9	控訴人、女性と男女関係を持つ。
H5. 12	控訴人、離婚調停申立て。
H6. 5. 3	控訴人、別居。
H11. 7	控訴人、女性と同居開始。
H12. 6	控訴人、2回目の離婚調停申立て。
H13. 7	控訴人、3回目の離婚調停申立て。
H14. 1	控訴人、離婚訴訟提起。請求棄却。
H17. 3	控訴人、4回目の離婚調停申立て。
H17. 11. 9	控訴人、離婚訴訟提起。原審、請求棄却。控訴人、控訴。
H19. 3. 20	控訴人と被控訴人との間で、一部裁判上の和解成立。

#### 裁判所の判断理由

当裁判所は、控訴人と被控訴人の婚姻が控訴人の不貞行為によって破綻し婚姻を継続し難い重大な事由があると認められるところ、当分の間別居生活を続ける旨の調停が成立した後約13年の別居期間が経過しようとしており、子らはいずれも高校生に成長し、当審における家庭裁判所調査官の事実調査の結果からも経済的な面を別とすれば離婚によって大きな影響を受ける可能性は低いこと、これを踏まえて当審で合意された一部和解において、控訴人が離婚慰謝料150万円及び二男の大学進学費用150万円の各支払を約束し債務名義が作成されていることなどの事情をも考慮すれば、現時点においては、破綻の経緯やその後の事情等を十分考えに入れたとしても有責配偶者である控訴人の本件離婚請求を信義誠実の原則に反するものとして棄却すべき理由はないものと判断する。

控訴人と被控訴人の収入、子らの年齢・生活状況・婚姻費用の分担額が審判により月額12万6,000円と定められていること、控訴人が1人当たり月額5万円の養育費の支払の申出をしていること、そして、これとは別に二男の大学進学費用として150万円の養育費を毎月の養育費に加えて控訴人が被控訴人に対して支払う旨の債務名義が成立していることなどの事実を考慮すれば、控訴人が被控訴人に対して支払う子らの月々の養育費は、本判決が確定した日から子らがそれぞれ満20歳に達する月まで、1人当たり月額5万円とするのが相当である。

## コ メ ン ト

本事例は、有責配偶者からの離婚請求について、同居期間が8年（うち家庭内別居2年）に比し、別居期間が13年に及ぼうとしているという別居期間の長さ、控訴人が婚姻費用を継続してこれまで支払ってきたこと、慰謝料150万円、二男の大学進学費用150万円を支払う旨の一部和解が成立した等の経済的責任を果たしている事実、別居が長期間に及び離婚が未成熟子に対して与える影響が低いとの調査官の調査等の諸事情を考慮の上、現時点においては、破綻の経緯やその後の事情等を十分考えに入れたとしても有責配偶者である控訴人の本件離婚請求を信義誠実の原則に反するものとして棄却すべき理由はないとの判断をした。

本事例は、有責配偶者からの離婚請求が、信義誠実の原則に照らして許されないか否かという視点から判断を下しており、同種判例によれば、有責配偶者が婚姻費用を負担していない等の事情がある場合は、別居期間が長期間に及んでもなお離婚請求が認められないという判断になろう。

また、信義誠実の原則に反するか否かの判断の基礎として、離婚が未成熟子に対して及ぼす影響について、控訴審において家庭裁判所の調査官に調査を行わせている点は、今後の実務を行うに当たって参考になるものと思われる。

有責配偶者からの離婚請求においては、有責配偶者から財産給付を行うことを申し立てられないとするのが一般的であるため、本判決の手法は実務の上で参考となるものである。

なお、関連する裁判例としては、有責配偶者からの離婚請求を認めた最高裁平成6年2月8日判決（判時1505・59）、本件の前審として広島地裁（平14（タ）7）、広島高裁（平14（ネ）441）、大阪家裁平成18年8月30日判決（判タ1251・316）（原審）がある。